

新旧対照表

○神奈川県沿岸漁業改善資金貸付規則

新	旧
第1条 (略)	第1条 (略)
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 この規則において「経営等改善資金」とは、<u>経営等改善措置</u>（沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>5 この規則において「経営等改善資金」とは、沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術又は当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。<u>第8条第1項において同じ。</u>）又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入に必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>
<p>6 この規則において「生活改善資金」とは、<u>生活改善措置</u>（沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入を行うことをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>6 この規則において「生活改善資金」とは、沿岸漁業の従事者の生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
<p>7 この規則において「青年漁業者等養成確保資金」とは、<u>青年漁業者等養成確保措置</u>（青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得することその他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>7 この規則において「青年漁業者等養成確保資金」とは、青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者となるために必要な近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の<u>実地の習得</u>その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成するのに必要な資金で次に掲げるものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>
第3条～第7条 (略)	第3条～第7条 (略)
(貸付資格の認定)	
<p>第7条の2 貸付金の貸付けを受けることができる者は、当該貸付けを受けることが適当である旨の知事の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けた者とする。</p>	<p>(新規)</p>

新	旧
<p>2 貸付資格の認定を受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（第1号様式）に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画を記載した書類（以下「事業計画書」という。）のほか、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。</p> <p>（1）認定中小企業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書（第1号様式の2）及び農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画</p> <p>（2）農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第10条に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例（以下「農林漁業バイオ燃料法の特例」という。）を受ける場合にあつては、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画</p> <p>（3）促進事業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書及び六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画</p> <p>（4）その他知事が必要と認める書類</p> <p>3 前項の事業計画書は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>（1）経営等改善資金（新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。） 第2号様式</p> <p>（2）新養殖技術導入資金 第3号様式</p> <p>（3）資源管理型漁業推進資金 第3号様式の2</p> <p>（4）環境対応型養殖業推進資金 第3号様式の3</p> <p>（5）生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 第4号様式</p> <p>（6）婦人・高齢者活動資金 第4号様式の2</p> <p>（7）研修教育資金 第5号様式</p> <p>（8）高度経営技術習得資金 第5号様式の2</p> <p>（9）漁業経営開始資金（一の区分された沿岸漁業部門の経営を新たに開始するのに必要な資金（以下「部門経営開始資金」という。）を除く。）</p> <p>ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式</p> <p>イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の2</p> <p>（10）漁業経営開始資金（部門経営開始資金に限る。）</p> <p>ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式の3</p>	

新	旧
<p style="text-align: center;">イ <u>養殖業を開始する場合 第6号様式の4</u> (削除)</p> <p>第8条 知事は、<u>経営等改善資金の貸付け</u>について前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（団体の場合にあつては、その団体又はその団体を構成する者。第3項において同じ。）又は貸付けを受けようとする認定中小企業者若しくは促進事業者から農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハ若しくは六次産業化法第5条第4項第3号に規定する支援を受けようとする沿岸漁業従事者等（第20条において「支援を受けようとする沿岸漁業従事者等」という。）が申請に係る経営等改善資金をもつて<u>経営等改善措置を実施することによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該経営等改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。</u></p> <p>2 知事は、<u>生活改善資金の貸付け</u>について前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（団体の場合にあつては、その団体を構成する者）が貸付けの申請に係る生活改善資金をもつて<u>生活改善措置を実施することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活改善措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>青年漁業者等養成確保資金の貸付け</u>について前条第2項の規定による貸付資格の認定の申請を受けたときは、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等又はその漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて<u>青年漁業者等養成確保措置を実施することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、貸付資格の認定をするものとする。</u></p> <p>第8条の2 知事は、<u>貸付資格の認定をしたときは沿岸漁業改善資金貸付資格認定通知書（第6号様式の5）を申請者に交付し、貸付資格の認定をしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。</u> (貸付けの申請)</p> <p>第9条 <u>貸付金</u>の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書</p>	<p style="text-align: center;">(貸付けを行う場合)</p> <p>第8条 <u>経営等改善資金の貸付け</u>は、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等（団体の場合にあつては、その団体又はその団体を構成する者。以下この条において同じ。）又は貸付けを受けようとする認定中小企業者若しくは促進事業者から農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハ若しくは六次産業化法第5条第4項第3号に規定する支援を受けようとする沿岸漁業従事者等（第20条において「支援を受けようとする沿岸漁業従事者等」という。）が<u>貸付けの申請に係る経営等改善資金をもつて近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は漁ろうの安全の確保若しくは漁具の損壊の防止のための施設の導入を行うことによりその経営又は操業状態を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る水域においては当該近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入又は当該施設の導入が必要であると認められる場合に限り、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>生活改善資金の貸付け</u>は、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等が貸付けの申請に係る生活改善資金をもつて<u>合理的な生活方式を導入することによりその生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行うものとする。</u></p> <p>3 <u>青年漁業者等養成確保資金の貸付け</u>は、その貸付けを受けようとする沿岸漁業従事者等又はその漁業経営に係る漁業労働に従事する者が申請に係る青年漁業者等養成確保資金をもつて<u>近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の実地の習得その他近代的な沿岸漁業の経営の基礎を形成することにより近代的な沿岸漁業の経営を担当し、又は近代的な沿岸漁業の経営に係る漁業技術に従事するのにふさわしい者として養成確保される見込みがある場合に限り、行うものとする。</u> (新規)</p> <p>(貸付けの申請)</p>
<p>第9条 <u>資金</u>の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書</p>	<p>第9条 <u>資金</u>の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書(第</p>

新	旧
<p>(第6号様式の6)により知事に申請しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(貸付けの決定)</p>	<p>1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 認定中小企業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書(第1号様式の2)及び農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画</p> <p>(3) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)第10条に規定する沿岸漁業改善資金助成法の特例(以下「農林漁業バイオ燃料法の特例」という。)を受ける場合にあつては、農林漁業バイオ燃料法第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画</p> <p>(4) 促進事業者にあつては、第3条第2項各号のいずれにも該当しない者である旨の誓約書及び六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 前項の事業計画書は、次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に掲げる様式によるものとする。</p> <p>(1) 経営等改善資金(新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金を除く。) 第2号様式</p> <p>(2) 新養殖技術導入資金 第3号様式</p> <p>(3) 資源管理型漁業推進資金 第3号様式の2</p> <p>(4) 環境対応型養殖業推進資金 第3号様式の3</p> <p>(5) 生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金 第4号様式</p> <p>(6) 婦人・高齢者活動資金 第4号様式の2</p> <p>(7) 研修教育資金 第5号様式</p> <p>(8) 高度経営技術習得資金 第5号様式の2</p> <p>(9) 漁業経営開始資金(一の区分された沿岸漁業部門の経営を新たに開始するのに必要な資金(以下「部門経営開始資金」という。)を除く。)</p> <p>ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式</p> <p>イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の2</p> <p>(10) 漁業経営開始資金(部門経営開始資金に限る。)</p> <p>ア 漁船漁業を開始する場合 第6号様式の3</p> <p>イ 養殖業を開始する場合 第6号様式の4</p> <p>(貸付けの決定)</p>

新	旧
<p>第10条 知事は、<u>前条の規定による貸付金の貸付の申請</u>を受けたときは、速やかにその内容を審査し、<u>貸付金を貸し付けることが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。</u></p>	<p>第10条 知事は、<u>前条第1項の規定により沿岸漁業改善資金貸付申請書の提出</u>を受けたときは、速やかにその内容を審査し、<u>資金を貸し付けることが相当であると認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。</u></p>
<p>2 知事は、前項の規定により貸付の決定を行ったときは沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第7号様式）を申請者に交付し、<u>貸付金の貸付をしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。</u></p>	<p>2 知事は、前項の規定により貸付の決定を行ったときは沿岸漁業改善資金貸付決定通知書（第7号様式）を申請者に交付し、<u>資金の貸付をしないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。</u></p>
<p>第11条 （略） （事業の実施期間及び完了の報告）</p>	<p>第11条 （略） （事業の実施期間及び完了の報告）</p>
<p>第12条 <u>貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付を受けた日から3箇月（漁業経営開始資金にあつては、6箇月）以内に当該貸付けに係る事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に当該貸付けに係る事業を完了することを著しく困難とする事情が生じた場合には、知事の承認を受けて当該期間を延長することができる。</u></p>	<p>第12条 <u>資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、貸付金の交付を受けた日から3箇月（漁業経営開始資金にあつては、6箇月）以内に当該貸付けに係る事業を完了しなければならない。ただし、当該期間内に当該貸付けに係る事業を完了することを著しく困難とする事情が生じた場合には、知事の承認を受けて当該期間を延長することができる。</u></p>
<p>2～4 （略） （貸付資格の認定の取消し）</p>	<p>2～4 （略）</p>
<p>第12条の2 <u>知事は、貸付けの決定から当該貸付けに係る事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すことができる。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>2 知事は、前項の規定により貸付資格の認定を取り消したときは、<u>沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書（第11号様式の2）により借受者に通知するものとする。</u></p>	
<p>第13条 （略） （期限前償還）</p>	<p>第13条 （略） （期限前償還）</p>
<p>第14条 前条の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受者に対していつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p>	<p>第14条 前条の規定にかかわらず、知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受者に対していつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。</p>
<p>(1)・(2) （略）</p>	<p>(1)・(2) （略）</p>
<p>(3) <u>第12条の2第1項の規定により貸付資格の認定を取り消されたとき。</u></p>	<p>（新規）</p>
<p>(4) <u>前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。</u></p>	<p>(3) <u>前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。</u></p>
<p>第15条～第20条 （略） 別表第1（第4条、第6条関係）</p>	<p>第15条～第20条 （略） 別表第1（第4条、第6条関係）</p>

新	旧																		
<p>(略)</p> <p>備考 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに平成23年3月11日から令和5年3月31日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。</p>	<p>(略)</p> <p>備考 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けているものに平成23年3月11日から令和4年3月31日までに貸し付けた経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金に係る償還期間及び据置期間については、この表の償還期間等の欄中「7年」とあるのは「10年」と、「1年」とあるのは「4年」と、「9年」とあるのは「12年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「4年」とあるのは「7年」と、「2年以内」とあるのは「5年以内」と、「5年」とあるのは「8年」と、「10年」とあるのは「13年」と、「12年」とあるのは「15年」とする。</p>																		
別表第2（第12条関係）	別表第2（第12条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="152 821 539 861">貸付けの条件</th> <th data-bbox="539 821 792 861">区分</th> <th data-bbox="792 821 1115 861">証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="152 861 539 933">1・2 (略)</td> <td data-bbox="539 861 792 933"></td> <td data-bbox="792 861 1115 933"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 933 539 1093">3 機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</td> <td data-bbox="539 933 792 1093">機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合</td> <td data-bbox="792 933 1115 1093">検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付けの条件	区分	証明書等	1・2 (略)			3 機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 821 1525 861">貸付けの条件</th> <th data-bbox="1525 821 1778 861">区分</th> <th data-bbox="1778 821 2107 861">証明書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 861 1525 933">1・2 (略)</td> <td data-bbox="1525 861 1778 933"></td> <td data-bbox="1778 861 2107 933"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 933 1525 1093">3 機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。</td> <td data-bbox="1525 933 1778 1093">機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合</td> <td data-bbox="1778 933 2107 1093">検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）</td> </tr> </tbody> </table>	貸付けの条件	区分	証明書等	1・2 (略)			3 機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）
貸付けの条件	区分	証明書等																	
1・2 (略)																			
3 機器等が船舶安全法第6条ノ5第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）																	
貸付けの条件	区分	証明書等																	
1・2 (略)																			
3 機器等が船舶安全法第6条ノ4第1項の型式承認を受け、同項の検定に合格したものであること。	機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合	検定合格証明書（船舶安全法第9条第4項）																	
<p>第1号様式 →別紙の通り</p> <p>第1号様式の2（第7条の2関係） (略)</p> <p>第2号様式（第7条の2関係）（第1面） (略)</p> <p>（第2面）・（第3面） (略)</p> <p>第3号様式（第7条の2関係）（表） (略)</p> <p>（裏） (略)</p> <p>第3号様式の2（第7条の2関係）（第1面） (略)</p> <p>（第2面）・（第3面） (略)</p> <p>第3号様式の3（第7条の2関係）（第1面） (略)</p>	<p>第1号様式 →別紙の通り</p> <p>第1号様式の2（第9条関係） (略)</p> <p>第2号様式（第9条関係）（第1面） (略)</p> <p>（第2面）・（第3面） (略)</p> <p>第3号様式（第9条関係）（表） (略)</p> <p>（裏） (略)</p> <p>第3号様式の2（第9条関係）（第1面） (略)</p> <p>（第2面）・（第3面） (略)</p> <p>第3号様式の3（第9条関係）（第1面） (略)</p>																		

新	旧
<p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第4号様式(第7条の2関係) (表) (略)</p> <p>(裏) (略)</p> <p>第4号様式の2(第7条の2関係) (略)</p> <p>第5号様式(第7条の2関係) (略)</p> <p>第5号様式の2(第7条の2関係) (略)</p> <p>第6号様式(第7条の2関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の2(第7条の2関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の3(第7条の2関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の4(第7条の2関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の5 →別紙のとおり</p> <p>第6号様式の6 →別紙のとおり</p> <p>第7号様式 (略)</p> <p>第8号様式 →別紙の通り</p> <p>第9号様式～第11号様式 (略)</p> <p>第11号様式の2 →別紙のとおり</p> <p>第12号様式～第14号様式 (略)</p>	<p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第4号様式(第9条関係) (表) (略)</p> <p>(裏) (略)</p> <p>第4号様式の2(第9条関係) (略)</p> <p>第5号様式(第9条関係) (略)</p> <p>第5号様式の2(第9条関係) (略)</p> <p>第6号様式(第9条関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の2(第9条関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の3(第9条関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>第6号様式の4(第9条関係) (第1面) (略)</p> <p>(第2面)・(第3面) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>第7号様式 (略)</p> <p>第8号様式 →別紙の通り</p> <p>第9号様式～第11号様式 (略)</p> <p>(新規)</p> <p>第12号様式～第14号様式 (略)</p>